

令和2年度第4回総会（月例）議事録

日 時	令和2年7月28日（火） 午前10時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （18名）	上入來 幸一（会長） 松下 清美（会長代理） 仮屋 幸孝（運営委員） 有村 伊智博 有村 浩一 上四元 正昭 園山 一則 堂免 修 豊留 辰男 弟子丸 宗一 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 福永 大悟 堀之内 薫 室屋 智美 横峯 明人
欠席委員 （1名）	岩元 節朗
事 務 局	事務局長 木口屋 主 幹 新地 支局主任 大小田、村田、末永、東、今吉、児之原 専門員 井上、矢崎 主 査 安樂、内村、水盛、二俣、渡邊、原口、下山 主 任 鮫島、山本、平川
農政総務課	技 師 遠屋
議 題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農用地利用集積計画に関する件 7 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 8 農地法第3条の下限面積について 9 鹿児島市に対する農業・農村振興に関する意見の提出について
報 告 事 項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 4 鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 5 農地パトロールについて

議 長	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和2年度第4回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、岩元委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、有村浩一委員、横峯委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。 議題6.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
-----	--

議 題	
議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～ 4 ページ 13 件	
議 長	<p>それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、1 番委員をお願いします。</p>
1 番 委 員	<p>ご報告します。 番号 1 号、譲渡理由：相手要望、譲受理由：規模拡大、権利の種別：所有権移 転、売買。 番号 2 号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、7 番委員をお願いします。</p>
7 番 委 員	<p>ご報告します。 番号 3 号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、15 番委員をお願いします。</p>
15 番 委 員	<p>ご報告します。 番号 4 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 この件につきまして、補足してご説明申し上げます。 譲受人は、申請地近隣で、障害児通所支援施設等、複数事業所を運営する社会 福祉法人でございます。 申請地は、その中の 2 施設から約 150m に位置した場所にあり、農作業活 動や農産物栽培等を通じて、障害のある施設利用者の、日中活動の充実、自信の 向上や生きがいの創出等を図ることを目的に、障害児支援事業を行うものである ことから、農地法の例外規定、施行令第 2 条第 1 項第 1 号ハに該当するため、農 地を取得することができるかと判断したところでございます。 番号 5 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号 6 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号 7 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号 5 から 7 号につきまして、補足してご説明申し上げます。 3 件とも、兄である譲渡人から、夫婦共有（持分 2 分の 1 ずつ）で申請地を譲 り受け、自家用の野菜を作付ける予定でございます。 申請地は、市街化区域の吉野区画整理事業区域にあり、仮換地指定を受けてい る農地です。農地法第 3 条の許可によって取得した農地の転用は、特段の事情が 生じた場合を除き、原則認められないことを、代理人から譲受人に説明させてお ります。 番号 8 号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>

議 長	次に、吉田、12番委員お願いします。
12番委員	ご報告します。 番号9号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号10号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、松元、5番委員お願いします。
5番委員	ご報告します。 番号11号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 番号12号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 この件について、補足説明をさせていただきます。 経営面積は0となっておりますが、これまで受人は父の農地を耕作しており、今回の農地の取得にあたっては特に問題はなく、新規就農ではありません。 番号13号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料1にありますように、番号4号は、農地法施行令第2条第1項第1号ハの不許可の例外規定に該当し、それ以外の全ての案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1。「農地法第3条許可申請に関する件」13件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
議題2. 農地法第4条許可申請に関する件 5ページ 4件	
議 長	次に、議題2「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、1番委員お願いします。
1番委員	ご報告します。 番号1号、用途・施設：駐車場208.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東・北…他人畑、西…私道、宅地、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。 以上です。

議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。
15番委員	ご報告します。 番号2号、資材置場659.00㎡、東・西…里道、南…市道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下。 以上です。
議 長	次に、吉田、12番委員お願いします。
12番委員	ご報告します。 番号3号、貸資材置場265.00㎡、東・西・北…宅地、南…山林、宅地、境界…土留、雨水…自然流下。 以上です。
議 長	次に、松元、5番委員お願いします。
5番委員	ご報告します。 番号4号、貸駐車場268.00㎡、転回場219.00㎡、東・南…県道、西…里道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。 以上です。
議 長	ただいまそれぞれ、調査員から説明がありました。 今回の第4号案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」4件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
議題3. 農地法第5条許可申請に関する件 6ページ～13ページ 29件	
議 長	次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、1番委員お願いします。

<p>1 番 委 員</p>	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：住家1棟62.93㎡、車庫20.80㎡、庭敷地等277.27㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・南…貸人田、西…宅地、北…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、権利の種別：使用貸借権。</p> <p>番号2号、住家1棟111.79㎡、庭敷地等176.21㎡、東・北…貸人田、西…宅地、私道、南…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号3号、資材置場370.00㎡、駐車場117.00㎡、東…他人畑、他人田、西…里道、南…渡人田、北…他人田、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号4号、通路93.00㎡、東…別件5条申請地、西…宅地、南…渡人田、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、所有権移転、贈与。</p> <p>番号5号、住家1棟62.92㎡、庭敷地等360.08㎡、東…宅地、西…別件5条申請地、南…渡人田、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、贈与。</p> <p>番号6号、駐車場185.00㎡、東…里道、西…受人畑、南…他人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、建売住宅2棟197.07㎡、庭敷地等298.93㎡、東…里道、西…宅地、南…別件5条申請地、北…雑種地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、資材置場353.00㎡、東…雑種地、西…宅地、市道、南…市道、北…別件5条申請地、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号9号、住家1棟114.96㎡、庭敷地等384.04㎡、東・西・南・北…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、建売住宅2棟182.18㎡、庭敷地等293.82㎡、東…宅地、西…渡人田、南…市道、北…他人田、宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号11号、駐車場221.00㎡、東…宅地、西…里道、南…雑種地、北…山林、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号12号、住家1棟113.45㎡、庭敷地等351.55㎡、東…里道、西…山林、他人畑、南…宅地、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号13号、駐車場113.00㎡、東・北…里道、西・南…県道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>自宅が山林の中腹にあり、県道から住居に入る里道が急傾斜で狭いため、出入りが困難なので、里道へ入る入口付近に駐車場を設置するものです。</p> <p>また、登記面積は113㎡ですが土地が不整形なため、普通車1台分となります。</p> <p>以上です。</p>
----------------	---

議 長	次に、伊敷、7番委員お願いします。
7番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、駐車場212.50㎡、転回場271.50㎡、東・北…市道、西…宅地、南…他人田、境界…コンクリート擁壁、ブロック積、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号15号、資材置場43.00㎡、車両置場126.00㎡、転回場等635.00㎡、東…他人田、西…宅地、南・北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。
15番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号16号、土取場3,131.01㎡、東…里道、西…原野、南・北…雑種地、境界…土留、雨水…里道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>譲受人は、申請地近接に本店を置き、土木工事の請負施工などを営む法人でございます。</p> <p>今回の申請は、平成27年3月に、隣接する山林、原野と一体利用の総面積3,131.01㎡のシラス採取の土取場として、土地利用調整課に開発行為届出済みではありますが、開発区域内にある農地の転用手続きがなされず、既に、土取場の進入路として使用していたため、今回、始末書添付のうえ、改めて、申請がなされたものでございます。</p> <p>つきましては、今後は、許可を受けてから転用するよう、代理人を通じて指導したところでございます。</p> <p>番号17号、資材置場248.00㎡、東…他人畑、西…市道、南…里道、北…宅地、境界…ブロック積、土留、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号18号、住家1棟75.35㎡、庭敷地等423.65㎡、東・南…里道、西…水路、北…渡人畑、境界…ブロック積、土留、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号19号、住家1棟111.79㎡、庭敷地等373.21㎡、東・西…宅地、南…市道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、12番委員お願いします。

1 2 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号20号、住家1棟45.00㎡、庭敷地等453.00㎡、東・西…他人畑、南…宅地、他人畑、北…私道、市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、支所から南西に約2.7kmに位置し、昭和35年から昭和42年にかけて農地保全整備事業が行われた第1種農地に該当します。申請人は、市内で借家住まいをしている会社員で、今回、申請地を購入し、一般住宅1棟を建築するものです。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として許可することはできませんが、申請施設は不許可の例外である農地法施行規則第33条第4項に規定する「集落接続施設」に該当することから、申請はやむを得ないと判断したものです。</p> <p>番号21号、住家1棟78.25㎡、庭敷地等118.75㎡、東…雑種地、西…市道、南…私道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について、補足して説明します。</p> <p>申請地は現地調査の際、すでに整地されていたことから、代理人を通じて、過去の経緯を含めた始末書の提出を求め、農地法の許可なく今後このような事が無いよう、指導を行ったところであります。</p> <p>番号22と番号23号は、一体利用のため、あわせて説明いたします。</p> <p>駐車場580.75㎡、通路等2,332.25㎡、東…里道、西…他人畑、宅地、県道、南…宅地、北…雑種地、私道、宅地、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、番号22号、所有権移転、売買、番号23号、賃貸借権。</p> <p>番号24号、建売住宅4棟243.04㎡、既存住宅1棟68.50㎡、庭敷地等1,294.46㎡、東・北…雑種地、里道、西…山林、宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、桜島、19番委員お願いします。

1 9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号25号、太陽光発電1,455.00㎡、通路等660.00㎡、法面722.00㎡、東・南・北…宅地、西…市道、境界…土留、防護柵、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、補足説明をいたします。</p> <p>申請地は桜島支所から南東へ約0.1kmに位置し、第3種300m以内農地に該当します。当該農地は周辺が宅地であり、市道よりも2mほど高いため、通路等を確保し、また法面よりも控えて建設するため、有効利用面積は2,115㎡となります。申請人は桜島藤野町で認定を受けた太陽光発電設備IDの譲渡を受け、当該農地を取得し、太陽光発電施設へ転用を行うものです。発電規模としては、太陽光パネル300枚で、発電出力が49.5kWになります。</p> <p>なお九州経済産業局からの設備認定通知書は、当初平成31年3月18日に認定を受けたIDを、譲渡による設備認定変更申請を行い、また九州電力との系統連系に係る事業承継届出も提出済みであります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、5番委員お願いします。
5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号26号、事務所1棟131.58㎡、駐車場87.13㎡、転回場等614.24㎡、東・南…市道、西…雑種地、北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号27号、庭敷地13.00㎡、東・西・南…私道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号28号、建売住宅8棟419.40㎡、庭敷地等1,838.07㎡、通路498.53㎡、東・南・北…里道、西…宅地、他人田、渡人田、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号29号、住家1棟65.88㎡、庭敷地等260.12㎡、東・南…市道、西…渡人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号20号は第1種、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」29件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、第1種農地の番号20号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
議題4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 14ページ～16ページ 8件	
議 長	<p>次に、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>吉野、吉田、喜入、松元地区に合意解約の通知が出ております。委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」8件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
議題5. 非農地認定に関する件 17ページ～20ページ 12件	
議 長	<p>次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、1番委員お願いします。</p>
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：通路として約60年経過、現況道路。</p> <p>番号2号、調査結果：住家1棟、37年経過、現況宅地。</p> <p>番号3号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号4号、調査結果：法面として約30年経過、現況雑種地。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、伊敷、7番委員お願いします。
7番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、調査結果：5076, 5097, 5103、杉、約50年経過、現況山林。5092, 5098、孟宗竹自然繁茂、約50年経過、現況山林。5106、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号6号、調査結果：杉、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号7号、調査結果：杉、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号8号、調査結果：孟宗竹自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号9号、調査結果：杉、孟宗竹自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号10号、調査結果：杉、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号11号、調査結果：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、5番委員お願いします。
5番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、調査結果：雑木・ゴキ竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「非農地認定に関する件」12件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>

議題 6. 農用地利用集積計画に関する件 21 ページ～59 ページ 74 件	
議 長	<p>次に、議題 6. 「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>22 ページ、番号 1 号につきましては、1 番委員自身が、23 ページ、番号 3、4 号につきましては、18 番委員自身が役員の農地所有適格法人が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、1 番委員、18 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することができませんので、順次しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>まず、1 番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（1 番委員離席後）</p> <p>それでは、番号 1 号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>22 ページをご覧ください。</p> <p>番号 1 号、838-1 の地目が畑、他は地目、現況ともに田、3 筆の面積は計 1,232 m²、権利の種類は使用貸借権、区分：更新。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 6. 「農用地利用集積計画に関する件」の番号 1 号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>次の案件の審議に入ります前に、1 番委員におかれましては、ご着席をお願いします。18 番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（1 番委員着席、18 番委員離席後）</p> <p>それでは、番号 3、4 号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。 23ページをご覧ください。 番号の3号、地目、現況ともに田、5筆の面積は計1,407㎡、権利の種類は使用貸借権、区分：更新。 番号の4号、地目、現況ともに畑、面積は計2,937㎡、権利の種類は貸借権、区分：更新。 令和2年7月31日公告予定です。 これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」の番号3、4号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、18番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(18番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。 残りの71件及び先ほどの3件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料の21ページをご覧ください。 「議案第6号」、令和2年7月31日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、只今の分も含め、ご説明申し上げます。 集計表の右下の合計欄になります。 所有権0件、0筆、0㎡、貸借権44件、83筆、76,536.00㎡。使用貸借権30件、46筆、39,961.00㎡。合計74件、129筆、116,497.00㎡です。 議案書の22ページから59ページは、農用地利用集積計画の内容です。うち、59ページは、配分計画を含む内容です。 お目通しをお願いいたします。 これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、説明を終わります。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
議題7. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料2 5件	
議 長	<p>次に、議題7.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。 それでは、伊敷、7番委員お願いします。</p>
7 番 委 員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、一般住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、犬迫町下門地区にあり、伊敷支所から北西へ約1.8kmに位置し、東側は他人田、水路、西側は農道、水路、南側は水路、北側は他人田、農道に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部近接地であるが、県の除外対象要件にあたることから、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、東桜島、事務局お願いします。</p>
事 務 局	<p>ご報告します。6ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、消防分団舎</p> <p>4. 現況、申出地は、黒神町宇土地区にあり、東桜島合同庁舎から北東へ約8.3kmに位置し、東側は県道、西・南側は他人畑、北側は市道に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、5番委員お願いします。</p>

5 番 委 員	<p>ご報告します。10ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、建売住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、石谷町中尾地区にあり、松元支所から北東へ約3kmに位置し、東・南・北側は市道、西側は他人畑に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、8番委員お願いします。
8 番 委 員	<p>ご報告します。14ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、運動場、障害者支援施設（ホール及び作業室等）</p> <p>4. 現況、申出地は、郡山町大浦地区にあり、郡山支所から北西へ約3kmに位置し、東側は市道、西側は雑種地、南側は宅地、北側は本人畑、他人畑に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、16番委員お願いします。
1 6 番 委 員	<p>ご報告します。18ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、農家住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、喜入瀬々串町浜田地区にあり、喜入支所から北西へ約5kmに位置し、東・西側は他人畑、南側は市道、北側は他人畑、宅地に接している。</p> <p>5. 意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部近接地であるが、県の除外対象要件にあたることから、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 7. 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」 5 件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題 8. 農地法第 3 条の下限面積について 別冊資料 3</p>	
議 長	<p>次に、議題 8. 「農地法第 3 条の下限面積について」を審議します。 それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>別冊資料 3 の 1 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条の下限面積について、平成 21 年 12 月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積として設定できることになりました。</p> <p>「農業委員会の適正な事務実施について」が、平成 22 年 12 月 22 日付けで一部改正され、その中で、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要について審議することとなっております。</p> <p>このため、今年度の下限面積の設定については、以下の通り提案をいたします。</p> <p>（1）農地法施行規則第 17 条第 1 項の適用について 方針 現行の下限面積 20 アールの変更は行わない。 理由 2015 農林業センサスで、管内の農家で 20 アール未満の農地を耕作している農家が全農家数の約 4 割であるため。</p> <p>（2）農地法施行規則第 17 条第 2 項の適用について 方針 現行の下限面積 20 アールの変更は行わない。 理由 遊休化率の高い地区もあるが、農地の細分化や転用目的の農地取得防止のためこれ以上下限面積は下げない。 参考としまして、2 ページ目以降に、設定方法や試算結果、関係法令等添付してございますので、お目通しください。 以上です。</p>

議	<p>長</p> <p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題８．「農地法第３条の下限面積について」は、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題 9. 鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について 別冊資料 4</p>	
議	<p>長</p> <p>次に、議題 9. 「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」を審議します。 それでは、事務局より説明をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>別冊資料4をご覧ください。</p> <p>議題9「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」でございます。</p> <p>この意見の提出は、農業委員会法第38条に規定する、「関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出」に基づくものでございます。</p> <p>今年度の「農業委員会の意見」につきましては、5月の地区推進協議会において、支局ごとに取りまとめていただいたものを、7月・8月の総会で審議していただき、9月に市長へ提出したいと考えております。</p> <p>それでは、1ページをお開きください。</p> <p>今年度は、1番から6番までの6項目でございます。</p> <p>各地区推進協議会で概要をご案内し、7月の運営連絡会において、最終的に取りまとめた案をお示ししております。</p> <p>農業委員会として、市の施策に活かせるように、意見を提出するものでございますので、内容をよく吟味し、整理していただきたいと思っております。</p> <p>内容につきましては、事務局説明の後、一括して審議をお願いします。</p> <p>なお、例年、意見については4、5項目程度、提出しております。</p> <p>今回、継続分4項目、新規分2項目、計6項目の意見がございました。</p> <p>項目1～4につきましては、昨年と変更があったもののみ読上げることといたします。下線が引いてある部分に変更または追加した部分です。</p> <p>また、各項目の後に参考として記載しているものについては、それぞれお目通しください。</p> <p>それでは2ページをお開きください。</p> <p>「1 有害鳥獣被害対策について」</p> <p>意見の追加部分は次のとおりです。</p> <p>(3) 被害対策に係る地域の要望・実情に応じた研修の実施を検討していただきたい。</p> <p>次に、4ページをお開きください。</p> <p>「2 農道等の整備及び維持管理について」</p> <p>当該要望について補足説明します。</p> <p>昨年度は、農道、里道、水路に係る意見でしたが、今年度は基盤整備や災害復旧に係る整備が加わっています。昨年度のタイトルは「農道・里道・水路の整備及び維持管理について」でしたが、今年度は「農道等」とさせていただきます。</p> <p>意見の追加部分は、次のとおりです。</p> <p>(4) 梅雨時の豪雨等自然災害を原因とする農道等への土砂流出が発生した場合、土砂除去等の復旧作業を速やかに実施していただきたい。</p> <p>(5) 農地の集積・集約化や、生産性及び収益の向上につながる基盤整備・再整備の実施を要望したい。</p> <p>次に、7ページをお開きください。</p> <p>「3 (継続) 持続的・安定的農業経営のための各種支援について」</p> <p>当該要望について補足説明します。</p> <p>昨年度は、「硬質ハウス等に係る償却資産税の減免と既存ビニールハウスのリフォーム費用及び農業用廃プラスチック類処理費用の補助に対する予算確保について」及び「将来の農業を担う農業後継者等の確保について」の2タイトルに分</p>
--------------	--

かれていましたが、いずれも農業者に対する支援である、との観点から、今年度はただいま読み上げたタイトルとしております。

意見の変更・追加部分は、次のとおりです。

1 農業従事者が安心して農業経営を継続するための支援について

(1) 硬質ハウス等の設置についてはこれまでご支援いただいているところであるが、その維持管理経費は、償却資産に係る税負担も重なり、経営の負担となっている。維持管理等に要する費用について、支援をお願いしたい。

(3) 後継者不足に見舞われながらもその育成や農地の適正な利用確保に努めている認定農業者等の担い手について、資機材の購入等に係る支援拡充を図っていただきたい。

(4) 今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、肉牛農家が打撃を受けている。

現在国において支援措置が講じられているところであるが、市においても国・県等と連携し、感染症拡大により損失が生じている畜産農家への支援をお願いしたい。

次に、10ページをお願いします。

「4 遊休農地再生活動に係る支援の充実について」

意見の追加部分は次のとおりです。

(3) 農家の労働力を確保するために、農作業受託の促進に努めていただきたい。

次に、新規の意見について、内容を読み上げさせていただきます。

12ページをお開きください。

「5 (新規) 市産の農畜産物の積極的なPRについて」

本市には、スイートコーン、カボチャ、オクラ、ゴーヤ、桜島大根、桜島小みかん、棚田の米、お茶、そして黒豚・黒牛など、地域ごとに特色のある農畜産物及びその加工品が豊富にあり、その一部は学校給食における活用やふるさと納税返礼品として取り入れられています。

しかし、全国的には一部を除き知名度が低く、流通量は拡大していない状態です。

また、市内においても、スーパー等の店頭では市農産物よりも県外農産物を多く目にします。

このことから、以下の事項について要望します。

(1) 本市農畜産物について、産地や料理方法を紹介する等、地元での消費拡大につながる「地産地消」の取組を強化していただきたい。

(2) 本市農畜産物のブランド化の推進を図るとともに、知名度の向上及び販路の拡大につながるPR活動を強化していただきたい。

この意見について補足して説明します。

当初の意見内容は、学校給食における地場産品率の向上及びふるさと納税返礼品への取り入れ、以上2点でございました。

(今月21日の運営連絡会におきまして) 前者については、地産地消・地元消費を広げる・強化する方策は何か、幅広い視点で検討してほしいとの主旨で、市農林水産部に意見を求めるのがよいとのことで整理しました。

後者につきましても、自元農産物の知名度の向上や、販路拡大につながる様々な方法を検討してほしいとの主旨で、市農林水産部に意見を求めるとのことで整

	<p>理しました。</p> <p>14ページをお願いします。</p> <p>「6（新規）農業委員・推進委員の活動に係るタブレットの使用について」 私たちの地域は広範囲でパトロール活動にタブレットの導入（各地域に1台ずつ貸与）を考えてはいただきたい。現地での地番や地図等の調査など迅速になると思われる。</p> <p>以上で「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出」に関する説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「9番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、9番委員どうぞ。</p>
9 番 委 員	<p>12ページですが、ふるさと納税返礼品とありますが、鹿児島市では、どういう作物が返礼品になっているかを教えてください。</p>
事 務 局	<p>只今の質問についてお答えします。</p> <p>現在、農産品、鹿児島の農畜産物、もしくは当該加工品にかかる返礼品でございますが、例といたしましては、桜島小みかんのジュースのセット、桜島椿のハンドクリーム、松元茶セット、喜入加工生産組合のオリジナルセット、セットの詳細としましては、味噌、黒豚味噌、めんつゆ、つわの佃煮等となっているようです。あと、鹿児島県産の黒毛和牛、黒豚の詰め合わせ等が本市関連の農産物返礼品となっているようでございます。</p> <p>以上です。</p>
9 番 委 員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>今、事務局から言われたとおり、ほとんど加工品みたいな物です。生の野菜とかというのは、返礼品を求めてこないわけです。その辺をもっと宣伝して下さいということで、このような意見にしたわけですが、時季もあるし、どこの市町村でも恐らく加工品が主体になって、生の物は少ないと。消費者がそれをあまり求めてこないとのことなんです。鹿児島市としては、言われた主旨を活かして、それを宣伝していけば、少しでもいいのではないかと思います。</p> <p>この意見は、皆さん方から出た意見を基にして、ほとんど取り入れて、このように6点に絞って参りました。事務局がまとめて、運営連絡会に諮って、このように出したわけです。大体、5番目まではこれでいいと思いますが、6番目の新規のタブレットですね。これは、市に言うのではなくて、旧鹿児島市地域は、地籍調査をしていない等の問題があって、取り入れる場合は、市に要望しなくても、事務局で設定すればいいことですので、しばらく検討致したいと思います。それでよろしいですか。</p>

事務局	<p>6番目のタブレットの使用についてでございます。事務局からの補足意見ですが、お願いをさせていただきたいと思います。</p> <p>今回、貴重なご意見としてご提出されたものではあるのですが、この意見の内容というのが、鹿児島市長に対する意見ではなく、農業委員会事務局に対するご意見、ご提言であると思われます。この意見の取り扱いについては、今後、農業委員会事務局で調査、検討するべきものであるかと思っておりますので、そのような事情から、市への意見書としては、見合わせるべきではないかと事務局の方でも考えているところでございます。以上です。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>〔「7番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、7番委員どうぞ。</p>
7番委員	<p>タブレットは、旧鹿児島市は地籍調査が終わっていないですが、旧5町は終わっていると思います。旧5町だけでも先に導入するように、事務局は検討したらいかがでしょうか。タブレットがあると、現地に行って、地番がすぐにわかるわけです。現地の周辺の状況とかよくわかります。検討してください。</p>
議長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題9、「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」は、皆様方から出されたご意見を基に、運営連絡会と事務局で整理し、次回の第5回総会で再度審議したいと思います。</p> <p>議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 60ページ～61ページ 2件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、1番委員お願いします。
1 番 委 員	報告します。60ページです。 照会日：令和2年6月16日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和2年6月30日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、喜入、16番委員お願いします。
1 6 番 委 員	報告します。61ページです。 照会日：令和2年7月6日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和2年7月20日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 62ページ～64ページ 12件	
議 長	次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	62ページをお開きください。 報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は12件です。 登記地目別では、田16筆、9,628.00㎡、畑37筆、17,520.00㎡、その他0筆、0㎡、計53筆、27,148㎡となっております。取得した事由は、相続が11件、時効取得が1件。権利の種別は、所有権が12件。農業委員会によるあっせん等の希望は、有が3件、無が9件となっております。 63ページから64ページは、届出の内容です。 お目通しをお願いいたします。

3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 65ページ～71ページ 17件	
事務局	<p>65ページをお開きください。</p> <p>報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決により処理したものです。</p> <p>第4条関係は、共同住宅1件、その他1件で、合計2件です。</p> <p>66ページは届出の内容です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>元に返っていただき65ページをお願いします。</p> <p>第5条関係は、上から順に一般住宅11件、駐車場1件、資材置場1件、その他2件で、合計15件です。</p> <p>資料の67ページ～71ページは、第5条の届出の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
4. 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料5	
議長	<p>次に、報告事項4「鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項4 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>別冊資料5をご覧ください。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず 二段書きの上の段の5月分についてですが、当月は感染症予防対策のため、活動を一時休止していました。よって訪問戸数から中間管理事業活用面積まで実績がありませんでした。</p> <p>次に、下の段の累計については、訪問戸数3,679戸、うち不在241戸、調査回答戸数3,434戸、貸出希望188戸4,156.87アール、借入希望38戸1,859.00アール、貸出実績14戸198.46アール、借入実績7戸78.98アール、中間管理事業活用実績46.17アールであり、先月の累計と同じ数値となっております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>

5. 農地パトロールについて
別冊資料6

事 務 局	<p>農地パトロールについて報告いたします。</p> <p>別冊資料6の1ページをお開きください。</p> <p>1. 実施期間ですが、令和2年8月25日（火）から8月27日（木）までの3日間を中心に実施します。調査出発時間は、午前の部は午前9時から、午後の部は午後1時30分から行います。</p> <p>2. このパトロールは、農地法第30条の利用状況調査と位置づけ、あわせて農地利用変更届出現地調査を行います。</p> <p>3. 調査区域は、本庁1班、谷山4班、吉野、伊敷、吉田、桜島、喜入、松元、郡山の各地区は2班ずつの9地区19班です。</p> <p>4. 調査員ですが、農業委員19名と農地利用最適化推進委員18名、事務局・支局職員です。</p> <p>5. 調査方法は、各班は、地区の農業委員と農地利用最適化推進委員2名と職員2名の4名で調査します。</p> <p>6. 調査確認の方法は、①遊休農地の調査は、写真を撮り遊休農地調査票に記入します。②無断転用農地は、無断転用調査票に記入します。③農地利用変更届がある場合は利用状況を調査し、農地利用変更届出調査票に記入します。</p> <p>7. 実施結果の整理についてですが、パトロールの実施結果は、班ごとに取りまとめて、無断転用農地、遊休農地について所有者等に対して指導や意向確認等を行います。</p> <p>次回の農地パトロールは9月に実施予定です。</p> <p>農地パトロールの日程とコースについては、2ページから4ページに記載してありますので、お目通しをお願いします。各調査票は、5ページから8ページでございます。よろしくをお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>（議事終了：午前11時10分）</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p>

事 務 局	<p>「かごしま農業委員会だより」の編集委員の選出についてご説明いたします。</p> <p>お手元に配布いたしております「かごしま農業委員会だより」の編集委員の選出についてという資料をご覧ください。</p> <p>この件につきましては、平成23年7月の農地部会及び振興部会で申し合わせがなされております。この申し合わせに基づき、今年度の編集委員をお願いするものでございます。</p> <p>それでは、資料の内容についてご説明いたします。</p> <p>まず、1番目の「かごしま農業委員会だより」の発行についてでございますが、農業委員会の広報を目的に、年1回、12月に発行し、農地台帳に登載されている全農家と関係機関等に6,000部、配布しております。</p> <p>編集担当者は農業委員6名と事務局職員でございます。</p> <p>次に、2番目の「かごしま農業委員会だより」の編集委員の選出についてでございますが、令和2年度の編集委員は、谷山地区、吉野地区、中央地区、喜入地区、松元地区、郡山地区より各1名選出することになります。</p> <p>最後に3番目の今後のスケジュールについてでございますが、該当する地区は、8月の地区推進協議会で編集委員の選出をしていただきます。なお、8月から10月までに3回編集会議を開き、12月中旬に関係者に配布したいと考えております。編集会議の日時についてですが、8月から10月までの各総会終了後に開催する予定です。皆様から了承をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
事 務 局	<p>・令和2年度第5回総会（月例）開催日時は、 8月28日（金）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p>
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前11時15分）</p>